【特記仕様書３】

門真市立門真はすはな中学校 給排水設備点検業務

特記仕様書

門真市教育委員会事務局
教育部　教育総務課

仕様（清掃点検の方法・内容）

1	清掃員の派遣	受注者は、業務に際して清掃員を次の要領で派遣し、各種法令と以下の項目に基づき、円滑に業務を遂行すること。
2	実施場所	門真市立門真はすはな中学校
3	委託期間	契約締結日から令和11年３月31日まで（標準仕様書のとおり）
4	業務対象	⑴受水槽　⑵消火水槽
5	清掃の範囲	⑴受水槽
		Ⅰ．沈殿物質および浮遊物質の除去
		Ⅱ．床面付着物質の除去および清掃
		Ⅲ．壁面付着物質の除去および清掃
		Ⅳ．ボールタップ、電極棒、フートバルブ､吸込管など配管の汚れ、錆落しおよび防錆処置
		Ⅴ．天井面の清掃
		Ⅵ．その他汚れている部分の清掃
		⑵消火水槽　受水槽の清掃に準ずる。
6	現場写真	業務施工前の状態および施工中と施工後の現場写真を撮影して、学校管理担当者に提出すること。清掃後に現状バルブ等の復旧を確認し、満水確認写真を添付すること。 満水後のバルブの開栓写真を添付、ポンプの電源を起動したことが分かる写真を添付すること。
7	報告書の提出	すべての業務完了後、水質試験結果および完了報告書（学校立会者捺印）を学校管理担当者に２部提出すること。
8	遵守事項	⑴水槽の清掃に際しては、清掃員の健康状態に十分注意して業務に携わること。
		⑵清掃を実施する前に、清掃員の一覧表、全員の健康診断書（6か月以内のもの）、清掃作業計画書を学校管理担当者に提出すること。
		⑶作業衣および使用器具については、槽清掃専用のものとし、作業が衛生的に実施されるように十分に消毒して使用すること。
		⑷作業中の事故防止については、十分に留意して行うこと。
		⑸作業終了後、消毒を行い、水槽及び末端給水栓より採水し、水質検査（5項目（味、臭気、色度、濁度、残留塩素）の簡易検査）を実施し、検査結果報告書を提出すること。
		⑹学校の水道などを使用した場合は、その後始末を確実に行うこと。
		⑺配電盤などは、必要以上に操作しないこと。また、操作した場合は、必ず元の状態に戻しておくこと。
		⑻業務に必要な機材は、受注者負担とする。
		⑼清掃員は、勤務中に飲酒または酒気を帯びて勤務してはならない。
		⑽作業日程については、学校及び教育委員会の日程にあわせること。
		⑾作業日程の調整については、受注者が学校及び学校管理担当者と実施すること。また、その日程について、学校の機械警備を実施している警備会社の監視センターに連絡すること。
		⑿作業点検後、蓋は確実に締めておくこと。また、蓋の劣化があった場合は報告し、新しい蓋に取り替えること。
		⒀受水槽、消火水槽の不具合、故障個所等について、今後の修繕の参考とするため、不良箇所一覧表及び見積書を提出すること。

令和　　年　　月　　日

受水槽・消火水槽清掃点検完了報告書

門真市教育委員会　様

受注者　　住所

氏名

建築物名称	
建築物の所在地	
建築物の設置者	門真市教育委員会
建築物の管理者	
清掃点検年月日	令和　　年　　月　　日
総合所見	
点検担当者	
学園立会者	氏　名　　㊞